

## 監事監查規則

公益財団法人母子衛生研究会  
監事監査規則

平成 25 年 4 月 1 日適用

(目的)

第 1 条 この規則は、この法人の監事の監査について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 監事は、理事とはその職責を異にする独立した機関であることを自覚し、常に公正不偏の態度で監査を行うことにより、この法人の健全な事業運営と社会的信頼の向上に努め、もってこの法人の発展に応えとともに、この法人の公益法人としての社会的責任の遂行に寄与するものとする。

(職務)

第 3 条 監事は、理事の職務の執行を監査する。

2 監事は、次の各号に該当する事実があると認めるときは、その旨を速やかに理事会に報告しなければならない。

- (1) 理事が不正の行為をしたとき。
- (2) 理事が不正の行為をするおそれがあるとき。
- (3) 法令又は定款に違反する事実があるとき。
- (4) 著しく不当な事実があるとき。

3 監事は、その職務の遂行のため、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(監査計画)

第 4 条 監事は、毎事業年度の初めに、監査の実施日時、監査事項等についての監査計画を監事間の協議により作成するものとする。

(理事会等への出席)

第 5 条 監事は、理事会及びその他重要な会議に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

2 監事は、前項の会議に出席できなかった場合には、議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。

(理事会の招集請求)

第 6 条 監事は、必要があると認めるときは、理事（招集権者）に対し、理事会の招集を請求することができる。なお、その請求後一定の期間内に招集の手続が行われない場合には、自ら理事会を招集することができる。

(差止請求)

第 7 条 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求することができる。

(評議員会に対する報告義務)

第 8 条 監事は、理事が評議員会に提出する議案、書類等を調査し、法令若しくは定款に違反する事項、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければならない。

ならない。

**(評議員会における説明義務)**

**第9条** 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、議長の議事運営に従い必要な説明をしなければならない。

**(監事の選任等についての意見陳述)**

**第10条** 監事は、評議員会において、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べることができる。

**(監事の報酬等についての意見陳述)**

**第11条** 監事は、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べるができる。

**(計算書類等の監査)**

**第12条** 監事は、各事業年度に係る計算書類(貸借対照表及び損益計算書〔正味財産増減計算書〕)及び事業報告並びにこれらの附属明細書、並びに財産目録を監査する。

**(監査報告書)**

**第13条** 監事は、前条の監査の終了後、法令の規定に従って監査報告書を作成しなければならない。監事間において異なる意見がある場合には、その監事の意見を記載するものとする。

2 前項の監査報告書には、作成年月日を記載し、監事はこれに記名押印又は電磁的署名をするものとする。

3 監事は、前項の監査報告書を理事長に提出する。

**(改廃)**

**第14条** この規則の改廃は、監事全員の合意により行い、理事会に報告しなければならない。

**附 則**

この規則は、移行認定を受け登記を行った日(平成25年4月1日)から適用する。(平成25年6月4日土谷監事・矢部監事合意)

## 参考

監査報告の内容（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同法施行規則第 45 条）

（監査報告の内容）

第 45 条 監事は、事業報告及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 事業報告及びその附属明細書が法令又は定款に従い当該一般財団法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
- (3) 当該一般財団法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があったときは、その事実
- (4) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- (5) 第 34 条第 2 項第 2 号に掲げる事項（監査の範囲に属さないものを除く。）がある場合において、当該事項の内容が相当でないことを認めるときは、その旨及び理由
- (6) 監査報告を作成した日

\* 法律施行規則第 64 条において準用する同施行規則第 34 条第 2 項第 2 号 法第 76 条第 3 項第 3 号及び第 90 条第 4 項第 5 号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

\* 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 90 条第 4 項第 5 号 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般財団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備

監査報告の内容（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 64 条において準用する同法施行規則第 36 条）

（監査報告の内容）

第 36 条 監事は、計算関係書類を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。

- (1) 監事の監査の方法及びその内容
- (2) 計算関係書類が当該財団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
- (3) 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及び理由
- (4) 追記事項
- (5) 監査報告を作成した日

2 前項第 4 号に規定する「追記事項」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、監事の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。

- (1) 正当な理由による会計方針の変更
- (2) 重要な偶発事象
- (3) 重要な後発事象